



2026/27年度香港予算案ハイライト (参考和訳)

2026年2月25日

2026/27年度予算演説は、税制競争力とその対象を絞った優遇措置を戦略の中核に据え、香港の金融・貿易基盤強化計画を強調しています。予算は歳入実績の改善と財政健全化への継続的な取り組みにも触れています。

2025/26年度の財政予測は、当初の670億香港ドルの赤字から29億香港ドルの黒字に修正されました。財政準備金は2026年3月31日時点で6,572億香港ドルと比較的安定を維持すると予測されています。

2026/27年度の見通しでは、221億香港ドルの黒字と6,793億香港ドルの財政準備金が予測されています。

右記のハイライトに加え、主な施策と我々の論評は以下の通りです：

主要税制措置

- ▶ 免税制度における「ファンド」の範囲を拡大し、資産運用、特にファミリーオフィス向けに、特定の単一投資家向けファンド (funds-of-one)、およびデジタル資産、貴金属、特定商品への投資を含める (2026 年前半に法案提出予定、2025/26 年度から施行)。
- ▶ 経済協力開発機構 (OECD) の暗号資産報告フレームワークおよび改正共通報告基準を実施し、税務の透明性を強化し、国境を越えた脱税を防止する (2026 年前半に法案提出予定)。
- ▶ コーポレート・トレジャリー・センターに対する税制優遇措置と柔軟性を強化するとともに、事前承認メカニズムを導入する (詳細は 2026 年半ばに発表予定)。
- ▶ 海運サービス業界に対する税制優遇措置を強化し、適格な商品取引業者に半額税率の税制優遇措置を提供し、香港における高付加価値の海運サービスの促進を図る (2026 年前半に法案提出予定)。
- ▶ 香港で金の取引および決済を行う機関に対して税制優遇措置を提供する。

ハイライト

- ▶ 2025/26年度の事業所得税、給与所得税、その他個人所得税を3,000香港ドルを上限として100%減額
- ▶ 基礎控除、配偶者控除、寡婦 (夫) 控除、子供扶養控除、追加的子供扶養控除、父母・祖父母扶養控除を引き上げ
- ▶ 高齢者介護費用控除の上限を10万香港ドルから11万香港ドルに引き上げ
- ▶ 2026/27年度第1・2四半期の居住用・非居住用不動産に対する不動産使用税を500香港ドルを上限として免除
- ▶ 評価額が1億香港ドルを超える居住用不動産の印紙税を4.25%から6.5%に引き上げ

主要税制措置（続き）

- ▶ 企業誘致のため、香港における法人税率を半減または5%とする優遇税率を導入するほか、その他の政策措置を実施する（2026年に法案提出予定）。
- ▶ 上場を目指す不動産投資信託（REIT）への非居住用不動産の譲渡に対する印紙税を免除する（2027年前半に法案提出予定）。
- ▶ グループ内資産移転に関する印紙税減免の対象となる関連企業の範囲を拡大し、本日以降に締結された契約書に遡及適用する（2026年に法案提出予定）。
- ▶ 財政長官を議長とする税制政策諮問委員会を設置し、幅広い業界の意見を収集するとともに、急速に変化する世界の税制環境に対応し、香港の税制戦略が長期的な経済成長を支えるよう徹底する。
- ▶ 香港が粵港澳大湾区に統合される中、越境科学協力、技術移転、新興・未来産業の発展の機会を踏まえ、研究開発費に関する税制を見直し、強化する。
- ▶ 知的財産（IP）関連の税制を強化し、IP主導の経済成長を促進する。これには、IP購入またはIP使用权の取得にかかる資本コストの税額控除制度について業界と協議することも含まれる（2026年に法案提出予定）。
- ▶ 戦略的貿易パートナー国・地域との自由貿易協定および投資協定に加え、香港の包括的三重課税回避協定ネットワーク（現在55件）を継続的に拡大する。

BDO論評

- ▶ 2026/27年度予算は、香港が金融ハブとして、また中国本土と世界市場を結ぶ架け橋としての二重の立場を強化するものとなっています。
- ▶ 政府が既存の税制優遇措置の見直しを継続し、特定の産業や香港における新規事業設立を促進するための新たな税制優遇措置の導入に着手することを歓迎しません。
- ▶ ファンド、デジタル資産、企業財務、知的財産税制に関連する今後の税制改革は、税務専門家、企業、ファンドマネージャー、富裕層から非常に期待されています。

企業にとっての勝機は、実行の細部や適用基準、そして政策の趣旨がどれだけ早く実務上のルールに落とし込まれるかにあります。準備の整った企業は、複数のシナリオに備えて早めに検討を始め、どの施策が自社の事業構造やキャッシュフローに影響を与えるかを洗い出し、法案や指針が示されても選択肢を残しておくところでしょう。BDOの税務専門家が、そうした対応を支援いたします。

Contact us

BDO Limited

25th Floor, Wing On Centre
111 Connaught Road Central
Hong Kong
Tel: +852 2218 8288
Fax: +852 2815 2239
info@bdo.com.hk

Carol Lam

Director and Head of Tax
Tel: +852 2218 8296
carollam@bdo.com.hk

Abigail Li

Director
Tel: +852 2218 3372
abigailli@bdo.com.hk

Silent Li

Director
Tel: +852 2218 8983
silentli@bdo.com.hk

Christina Mai

Director, Transfer Pricing
Tel: +852 2218 8728
christinamai@bdo.com.hk

Celestine Yeung

Principal
Tel: +852 2218 2773
celestineyeung@bdo.com.hk

Shirley Yu

Principal, China Tax
Tel: +852 2218 4904
shirleyyu@bdo.com.hk

This publication has been carefully prepared, but it has been written in general terms and should be seen as containing broad statements only. This publication should not be used or relied upon to cover specific situations and you should not act, or refrain from acting, upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. Please contact BDO Limited to discuss these matters in the context of your particular circumstances. BDO Limited, its partners, employees and agents do not accept or assume any responsibility or duty of care in respect of any use of or reliance on this publication, and will deny any liability for any loss arising from any action taken or not taken or decision made by anyone in reliance on this publication or any part of it. Any use of this publication or reliance on it for any purpose or in any context is therefore at your own risk, without any right of recourse against BDO Limited or any of its partners, employees or agents.

BDO Limited, a Hong Kong limited company, is a member of BDO International Limited, a UK company limited by guarantee, and forms part of the international BDO network of independent member firms.

BDO is the brand name for the BDO network and for each of the BDO Member Firms.

Copyright © 2026 BDO Limited. All rights reserved. Published in Hong Kong.



別表

事業所得税率	2025/26	2026/27
税率		
法人	16.5% ¹	変更なし
法人化されていない事業	15% ¹	

給与所得税・人的控除・その他の控除	2025/26	2026/27
標準税率	最初の\$5百万：15%、それ以上：16%	変更なし
累進税率	最初の\$50,000 – 2%	
	次の\$50,000 – 6%	
	次の\$50,000 – 10%	
	次の\$50,000 – 14%	
	それ以上 – 17%	
人的控除²		
基礎控除	\$132,000	\$145,000
配偶者控除	\$264,000	\$290,000
寡婦（夫）控除	\$132,000	\$145,000
障がい者控除	\$75,000	変更なし
子供扶養控除（第一子から第九子まで）		
- 基礎	各\$130,000	各\$140,000
- 追加的 ³	各\$130,000	各\$140,000
父母・祖父母扶養控除		
55歳から59歳	- 基礎 \$25,000 - 同居の場合 \$25,000	\$27,500 \$27,500
60歳以上	- 基礎 \$50,000 - 同居の場合 \$50,000	\$55,000 \$55,000
扶養者が障がい者の場合の控除	\$75,000	変更なし
兄弟・姉妹扶養控除	\$37,500	
その他の控除		
指定された慈善寄付金	課税所得の35%	変更なし
自己学習費用	\$100,000	
住宅ローン利息（最大20年まで）		
- 基礎 \$100,000 - 追加的 \$20,000		
高齢者介護費用	\$100,000	\$110,000
MPF控除	\$18,000	変更なし
任意で加入する要件を満たした健康保険料	被保険者1名当たり\$8,000	
適格年金保険料とMPFの自主拠出金	\$60,000	
家賃控除		
- 基礎 \$100,000 - 追加的 \$20,000		
生殖補助医療にかかる費用	\$100,000	

臨時税額控除	2025/26	2026/27
対象となる税金	給与所得税、個人事業所得税、 事業所得税	給与所得税、個人事業所得税、 事業所得税
減免税額	100%減税 上限\$1,500	100%減税 上限\$3,000
資産所得税	2025/26	2026/27
税率	15%	変更なし

- 要件を満たす事業者に対しては、最初の200万香港ドルまでの課税所得につき低減税率（上記の税率の半分）を適用する。
- 人的控除は、累進税率を適用した場合の計算にのみ適用される。
- 新生児に対する追加的子供扶養控除の申請期間は、2026/27年度より1年間から2年間に延長される。

本稿に記載されている情報は、2026年2月25日に財務長官が発表した予算案に基づいており、法案成立前に立法院の審査を受けることになります。